

2023年3月期 第3四半期決算 テレフォンカンファレンス

Q & A要旨

(2023年2月14日)

Q 日本郵便の営業利益が通期業績予想を既に超過しているが、第4四半期にリスクを見込んでいるのか。

A 郵便・物流事業はマイナンバー関連郵便物やワクチン関連郵便物等、郵便物の一時的な差出増により上振れしているものの、第4四半期ではワクチン関連郵便物の減少などにより郵便物の差出増が見込まれず、荷物は引き続き厳しい状況が継続している。郵便局窓口事業は、かんぽ新契約が低水準で推移するなど、厳しい状況が継続している。国際物流事業については、下期以降、フォワーディング事業において単価高騰や需要増の影響が縮小しているところ。各事業において、第4四半期は厳しい状況を見込んでいるため、通期業績予想は見直す状況にはない。

Q 賃上げの機運がある中、次年度計画ではコスト増として見込んでいるか。

A 春闘がこれからで具体的に決まっている事実はない。

Q 中小企業庁から公表された、下請け各社への価格転嫁に係る対応で日本郵便が最低評価であった件の受け止めは。

A 大変重く受けとめている。中小企業庁が発表した価格交渉や価格転嫁に関する調査結果を踏まえて、協力会社とのパートナーシップ構築に向けて、2月13日に公表したとおり、協力会社に対する明確な対応窓口を設置したうえで、協力会社からの価格交渉の具体的なご相談を受けた場合には必ず協議の場を設けてお話を伺うとともに、2月20日からのコミュニケーション促進月間のように、協力会社との協議の場を定期的に設けるといった取組みを進めるほか、支社・郵便局の社員に対して、パートナーシップ構築に向けた取組みや、集配関係委託契約に関する研修により協力会社との対応について改善を図ってまいりたい。

Q 同業他社が値上げを発表したが、日本郵便はゆうパック等の値上げを行わないのか。

A ゆうパックについては、人件費単価などのコスト上昇等に対応し、安定的なサービスを維持するため、2018年3月に基本運賃を改定したほか、大口のお客さまに対しても、従前より採算性の観点から契約の見直しをお願いしてきた。今後も適正な利益を確保するための取組みを進めていく。現時点で、ゆうパックの基本運賃の値上げについて、具体的な予定があるものではないが、燃料費・人件費の上昇、物価高騰に伴う調達コストの増加など、当社を取り巻く環境はより一層厳しさを増していることから、これらの状況を踏まえ、対応を検討しているところ。

Q 同業他社値上げによる競争力の向上より、コスト上昇に伴う価格転嫁を選好するか。

A 指摘の要素も認識はしている。上述のとおり、現時点で具体的な予定があるものではないが、各要素を勘案しながら対応を検討している。

Q 楽天グループとの提携効果も含め、荷物物数の動向は。

A ゆうパックの取扱個数は、厳しい競争環境等により、第3四半期累計では7.5億個、前年同期比1.0%減となった。一方、第3四半期だけを見れば、ゆうパック単体は、減少傾向がゆるやかになっているほか、ゆうパケットは「ゆうパケットポスト」の増加等により増加している。改善傾向は見られるものの、第4四半期以降については現在の状況を踏まえると、厳しい状況が継続するものと認識している。なお楽天グループからの荷物の取扱個数は着実に増加するなど、従来の取組みの成果が現れつつあることも事実であることから、引き続き、楽天グループ等の他社との連携、差出・受取利便性の高いサービスの追求、営業倉庫を活用した物流ソリューションの拡大といった取組みを着実に進める。

Q 2024年から施行されるドライバーの残業時間規制について、どのように対応するか。

A 幹線輸送については、日本郵便子会社の日本郵便輸送にて行っている。いわゆる2024年問題については、特に長距離輸送ドライバーが焦点となるものと認識している。例えば、東京⇄九州間の区間途中でドライバーを交代する中継輸送等を行っている。また、労働力確保のため、女性ドライバーの確保も積極的に行っている。このほか、上述の協力会社とのパートナーシップ構築の取組みによる支出額への影響もあり得る。

以上

本資料は、本カンファレンスにおける質疑応答をとりまとめたものです。内容については、理解促進に向けた部分的加筆・修正をしています。本資料には、本カンファレンス実施日時点における日本郵政グループ及びグループ各社の見通し・目標等の将来に関する記述がなされています。これらは、本資料の作成時点において入手可能な情報、予測や作成時点における仮定に基づいた当社の判断等によって記述されたものであります。そのため、今後、新型コロナウイルス感染症拡大や地政学上のリスクによる経済情勢や景気動向、法令規制の変化その他の幅広いリスク・要因の影響を受け、実際の経営成績等が本資料に記載された内容と異なる可能性があることにご留意ください。

本資料は、当社又はその子会社の株式その他の有価証券の勧誘を構成するものではありません。

また、本資料は、米国における又は米国人に対する有価証券の販売の勧誘を構成するものではありません。当社の有価証券は1933年米国証券法に基づく登録は行われておらず、またかかる登録が行われる予定もありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募又は売出しが行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。